監　　査　　報　　告　　書

中小企業等協同組合法第４０条第５項により、特定理事から受領した○○年度財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案（又は損失処理案）を監査した。

なお、当組合の監事は定款第○条（監事の職務）に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告書を監査する権限を有していない。

１．監査方法の概要

決算関係書類の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会い、照合及び報告の聴取その他通常とるべき必要な方法を用いて調査した。

２．監査結果の意見

（１）財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示している。

（２）剰余金処分案（又は損失処理案）は、法令及び定款に適合している。

３．監査のため必要な調査ができなかった理由（※　無ければ項目ごと削除）

４．追記情報

特になし

○○年○○月○○日

○○○協同組合

監　事　○　○　○　○㊞

監　事　○　○　○　○㊞